

指名停止措置業者情報

令和8年3月10日 公表

措置開始日	措置終了日	有資格業者名	本店所在地	登録区分	措置要件	措置事由
令和8年3月10日	令和8年6月19日	東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 2丁目3番2号	建設工事／業務委託	岸和田市指名競争入 札指名停止要綱第2 条第1項(別表第19 項第5号)	令和8年2月24日付 けて、近畿地方整備 局より、建設業法第 28条第3項(同条第 1項第6号該当)の規 定に基づき、令和8年 3月11日から令和8 年3月20日まで10日 間の営業停止処分を 受けた。